

平成25年度第3回清掃審議会

会議録

平成25年10月16日（水）午後2時開会

会場 新潟市役所本庁舎6階第4委員会室

平成25年度 第3回清掃審議会会議録

日時 平成25年10月16日(水)

午後2時00分から

会場 新潟市役所本庁舎6階第4委員会室

- 出席委員 松原会長、山賀副会長、伊井委員、飯島委員、石井委員、窪田委員、高橋まゆみ委員、高橋善輝委員、中澤委員、八子委員
- 欠席委員 菊野委員、柴田委員、高橋若菜委員、渡邊委員、菅谷委員
- 事務局 熊倉環境部長、吉田廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長
樋口廃棄物施設課長 ほか

1. 開会

- 斎藤廃棄物政策課課長補佐(開会挨拶)

2. 資料の確認、会長・副会長の選任 ほか

- 斎藤廃棄物政策課課長補佐:(資料の確認)

それでは、今回10月1日の委員改選後の初回の審議ということになります。環境部長の熊倉から一言ご挨拶させていただきます。

- 熊倉環境部長:環境部長の熊倉でございます。今日はお忙しい中、そして悪天候の中お集まりいただきありがとうございます。

台風もかなり北の方へ行き当市にそう大きな被害はないようですが、それでもやはり風にあおられて転倒された方がいらっしゃるという報告も聞いております。

この審議会は今年度3回目となりますが、委員の任期満了に伴いまして交代された方は15人のうちの6名ですから、約4割の方が新しい委員ということ。そのような中で初めての審議会となります。ぜひ活発なご議論をお願いしたいと思います。

新潟市は、平成20年の6月に新ごみ減量制度をスタートさせて、丸5年が経過いたしました。今検証作業を始めさせていただいております。そんな中、昨年はがれきの受け入れ問題でいろいろ皆さんからご意見をいただきましたが、その問題とともに水銀、鉛の焼却灰の基準値超過ということがございました。これはがれきと違って普段の生活の中でのことですので、このあたりのところ、我々はどういった体制で臨めばいいのか考えまして、しっかりと各家庭、事業所へ水銀や鉛を含むものの分別方法の周知、啓発を図るとともに、水際対策として各清掃センターで展開検査を行うといった対応をとりました。また、どういうルートで入ってきたのか、どんな影響があるのかといったような調査もさせていただきました。簡単に言うと、水銀については、例えば水銀血圧計0.3台で基準値を超過します。また、一般の水銀体温計ですと20本程度で基準値を超えてしまいます。鉛については、バッテリーが0.1個くらい入っただけで鉛の基準値を超えてしまいます。こういったことをなくすには、やはり市民の皆さんの意識の醸成、そして分別の徹底というところが非常に大切だということで、私どもも取り組みを進めていますが、その後

基準値の超過はないようです。昨年基準値を超過した焼却灰については、赤塚のものについては全て処理完了、現在亀田から搬出されたものについては掘り起こして搬出作業をしているところです。亀田のものについてはもう搬出していますけれど、県外で処理し、終了ということになります。期間としては、本年中ぐらいには全て終わる見込みでございます。

また、先般9月議会でごみ処理手数料の還元事業について、また、一昨年に比べて昨年は家庭系ごみの量が若干増加したということで、いろいろなご意見をいただきました。ぜひ分別とあわせて、今後どのように対応していけばいいのか、この審議会の中でいろいろなご意見をいただきたいと思っております。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：続きまして委員の皆様及び事務局の紹介をさせていただきます。なお、委嘱状につきましては、限られた時間ということもございまして、大変恐縮ではございますが、机上に配付させていただきました。

それでは、お配りしております資料の名簿順にお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、その場にご起立をお願いいたします。

最初に、1号委員の学識経験者として、新潟大学産学地域連携推進センター教授の松原幸夫委員でございます。

- 松原委員：松原でございます。よろしくお願ひいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：次に、2号委員の市民として、公募委員の伊井昭夫委員でございます。
- 伊井委員：伊井でございます。よろしくお願ひします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：公募委員の飯島哲男委員でございます。
- 飯島委員：飯島でございます。よろしくどうぞお願ひします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：潟東地域コミュニティ協議会環境・福祉・保健部 部会長の石井敏子委員でございます。
- 石井委員：石井でございます。どうぞよろしくお願ひします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：亀田製菓株式会社設備開発部設備開発チームマネージャーの窪田立哉委員でございます。
- 窪田委員：窪田です。よろしくお願ひします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：新潟市食生活改善推進委員協議会北支部会長の高橋まゆみ委員でございます。
- 高橋まゆみ委員：高橋でございます。よろしくお願ひいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：亀田郷土地改良区事務局長、高橋善輝委員でございます。
- 高橋善輝委員：高橋と申します。よろしくお願ひいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：商工会議所女性会の中澤幸子委員でございます。
- 中澤委員：中澤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：新潟市消費者協会新潟支部理事の八子迪子委員ですが、少し到着が遅れているようでございます。続いて、NPO法人まちづくり学校事務局長の山賀昌子委員でございます。
- 山賀委員：山賀と申します。よろしくお願ひいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：なお、本日お手元の委員名簿に記載されております、フリーアナウ

ンサーの菊野麻子委員、新潟大学教育学部准教授の柴田透委員、宇都宮大学国際学部国際社会学科准教授の高橋若菜委員、新潟県立大学国際地域学部准教授の渡邊理絵委員、イオンリテール株式会社北陸信越カンパニーの菅谷慶幸委員は、ご都合により欠席でございます。

続きまして、事務局の担当職員を紹介します。吉田廃棄物政策課長でございます。

- 吉田廃棄物政策課長：吉田です。よろしくお願いいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：佐藤廃棄物対策課長でございます。
- 佐藤廃棄物対策課長：佐藤でございます。よろしくどうぞお願いいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：樋口廃棄物施設課長でございます。
- 樋口廃棄物施設課長：樋口でございます。よろしくお願いいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：また、当審議会の運営をしております廃棄物政策課企画係でございます。

それでは、議事に移らせていただきます。本日の会議は、15名中10名の委員がご出席いただいております。今は9名でございますが、新潟市清掃審議会規則の定足数であります過半数を満たしており、会議が成立しております。

＜八子委員 到着＞

改めまして、新潟市消費者協会新潟支部理事の八子迪子委員でございます。

- 八子委員：どうも初めまして。よろしくお願いいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：それでは、議事に移ります。

本日の審議会は、委員の任期満了により再組織された初めての審議会となります。新潟市清掃審議会規則では、会長が会議を招集し、会務を総理することとなっておりますが、会長が選任されるまでの間、僭越ではございますが事務局にて議事の進行を進めさせていただきます。

それでは、清掃審議会の概要及びごみ処理手数料市民検討会議の概要につきまして、事前配付しております参考資料をご覧くださいとともに、簡単にこの審議会の内容等について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 吉田廃棄物政策課長：それでは、**参考資料**に基づき説明させていただきます。

新潟市清掃審議会は、廃棄物処理事業に係る重要な事項について広く市民からの意見を聴取し、行政施策に反映させるため、昭和41年4月に市の諮問機関として設置されました。設置根拠は、新潟市附属機関設置条例でございます。その事務所掌は、市長の諮問事項に応じ、本市における清掃事業に関して必要な事項を調査審議すること、そして諮問に関する事項に関して必要に応じ、市長に建議することとなっております。

審議委員は15名で構成され、現在1号委員が学識経験者として5名、2号委員が市民として10名となっております。清掃審議会に係る規定は、新潟市清掃審議会規則に定めてあり、この中で委員の定数や任期、また後ほどご検討いただきます会長、副会長の選出について定めております。

恐れ入りますが裏面をご覧くださいと思います。新潟市ごみ処理手数料還元市民検討会議の概要です。平成20年6月から始まった新ごみ減量制度において、手数料収入について、ごみ袋などの作成経費を差し引いた分は、制度の趣旨から資源循環型社会促進策、地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興に資するよう、市民に還元することとしております。その具体的な用途については、透明性を確保するため市民の代表を交えた検討会議の中で事業の収入支出の実

績報告などを説明し、ご意見、ご提言をいただくものです。

委員は、各区自治協議会より1名ずつ、計8名選出いただき、当審議会からの代表2名を加えた10名で市民検討会議を構成しております。

説明は以上でございます。

- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：それでは、会長の選任に移りたいと思います。清掃審議会規則第4条の規定に基づきまして、会長は委員の互選によって定めることとされております。つきましては、会長候補者につきご意見のある方がおられましたら挙手をお願いいたします。
- 中澤委員：事務局の方で何か考えはありますか。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：ただいま中澤委員からのお尋ねにつきまして、事務局としましては、前回副会長を務めていただきました松原委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。ご異議がなければ、拍手でご承認いただきたいと思います。

<拍手>

- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：ありがとうございます。それではご異議がございませんので、松原委員が会長に選任されました。松原委員は会長席にお移りいただき、ご挨拶を一言お願いします。
- 松原会長：松原でございます。選任していただきありがとうございます。
この清掃審議会では、平成20年6月のごみ分別制度の統一に向けて、これまで活発な議論をし、全国でも有数の環境先進都市というところまで成長することができました。今回6名の方が新たに入られて、新しい視点を取り入れながら活発に議論し、よりよい制度をつくっていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：ありがとうございます。引き続き、副会長の選任でございます。こちら審議会規則では委員の互選によって定めることとなっておりますが、これまでの慣例といたしまして会長が推薦しておりました。松原会長に推薦をお願いしてもよろしいでしょうか。

<異議なし>

- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：それでは、松原会長に推薦をお願いいたします。
- 松原会長：それでは、副会長を選任させていただきます。2号委員で、NPO法人まちづくり学校事務局長をされております山賀昌子委員を推薦いたします。
- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：山賀委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。ご異議がなければ、拍手でご承認いただきたいと思います。

<拍手>

- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：ありがとうございます。それでは、ご異議ございませんでしたので、山賀委員が副会長に選任されました。山賀委員には副会長席にお移りいただきまして、ご挨拶をお願いいたします。
- 山賀副会長：NPO法人まちづくり学校の山賀です。私は、2期目になりますけれども、1期目

で非常にいろいろなことを教えていただいて、とてもこの審議会の重要性というものも感じております。また、これからもっと勉強して、皆様とともにいろいろ話し合いを進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- 斎藤廃棄物政策課課長補佐：ありがとうございます。それでは、この後は議事になりますけれども、ご発言の際はお手元のマイクのスイッチをこのように入れてください。ランプが光りますので、光ったらご発言いただければと思います。

それでは、ここから会長より議事を進行していただきたいと思います。松原会長、どうぞよろしくお願いいたします。

- 松原会長：それでは、議事を進行させていただきます。

まず、ごみ処理手数料市民還元検討会議への当会議からの委員選出についてですが、これまでの慣例でいきますと副会長が選出されていたようですので、山賀委員にお願いしたいと思います。また、従前から委員を務めていただいた中澤委員にも引き続きお願いしたいと思います。ご異議がなければ、拍手でご承認していただきたいと思います。

<拍手>

- 松原会長：ありがとうございます。

続きまして、議題1、事業系ごみ対策について、事務局から説明をお願いいたします。

3. 議事

■「事業系ごみ対策について」事務局説明

- 吉田廃棄物政策課長：それでは、**資料1**に基づきまして、事業系ごみ対策について説明させていただきます。

まず、法律上の区分ですが、廃棄物処理法において、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。そして、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、右の四角囲みにある20種類が産業廃棄物となり、それ以外が事業系の一般廃棄物となります。また、一般廃棄物については市町村に処理責任がある一方で、産業廃棄物については排出事業者が処理責任があるという違いがあります。なお、本日の説明における事業系ごみは、事業系一般廃棄物を指しておりますので、ご了承ください。

次に、事業系ごみ量の推移ですが、その総量は平成19年度から平成21年度に約7,000トン減量した後、ほぼ横ばいで推移しております。また、その内訳で見ますと、直接搬入ごみは少なくなっているものの、排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する、いわゆる許可ごみは若干増加傾向にあるといえます。

右側の3をご覧ください。近年の事業系ごみ対策の実施状況につきまして、古紙類は平成20年度から一部のごみ処理施設で行っていた再生可能な古紙類の搬入規制を、市内全施設に適用し分別の徹底と資源化を推進してきました。具体的にはチラシの配布や展開検査、訪問指導を行い、制度の周知を図ってまいりました。

動植物性残渣につきましては、主要な食品製造業者約20社を訪問指導し、市の施設に搬入されていた食品系廃棄物約1,600トンを経済的なリサイクル業者に誘導しました。

また、昨年末から対策を行っています水銀・鉛含有廃棄物については、事業者がこれらを排出する際のガイドラインを作成、配布するとともに、水際対策として施設における展開検査を強化し、排出状況の実態を調査いたしました。

最後に、一般廃棄物処理計画における事業系ごみ対策の位置づけです。基本計画では4つの基本方針があり、そのうち基本方針2が事業系ごみに関するものです。基本方針2にはいくつかの施策が並んでおりますが、後ほど説明する優良事業者認定制度は、基本施策2、個別施策1、「優良事業者を評価する環境の整備」です。また、事業系ごみのガイドラインの見直しは、基本施策1、個別施策1、「制度のより分かりやすい周知手法の検討」に位置づけられ、その内容として基本施策3、基本施策4を包括しております。

以上が事業系ごみ対策についての説明となります。

■「事業系ごみ対策について」質疑・応答

- 松原会長：どうもありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますでしょうか。

<なし>

- 松原会長：よろしいでしょうか。では、続きまして次の議題に移りたいと思います。「優良事業者認定制度」及び「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドラインの改定について」、事務局から説明をお願いいたします。

■「優良事業者認定制度について」事務局説明

- 吉田廃棄物政策課長：それではまず、**資料2**に基づきまして、新潟市3R優良事業者認定制度について説明させていただきます。

一般廃棄物処理基本計画において、事業者に対しごみ減量への動機づけとなるよう社会で積極的に評価する環境を整備することが事業系ごみの減量対策の一つとして位置づけられております。そこで、事業所から出されるごみについて積極的に減量化、資源化に取り組む市内の事業者を3R優良事業者として認定し、その活動を広く周知することにより、事業者及び市民のごみ減量、リサイクル意識の向上を図ることを目的とした制度を、今年6月から開始しております。

認定方法といたしましては、市内に事業所、店舗を持つ事業者からの申請に基づき審査し、基準等を満たしている事業者を認定するという形になっております。

基準等につきましては、お配りしたパンフレットをご覧くださいと思います。リデュース、リユース、リサイクルといった基本的な項目のほか、循環型社会構築への取り組み、顧客等への呼びかけ、ごみ減量に向けた体制づくりといった項目でも評価しております。

この制度の大きな特徴が認定基準を2つ設け、評価点の合計が10点以上で「3R！パートナーカンパニー」、25点以上で「3R！トップカンパニー」として認定しているところです。さまざまな事業者が参加できるようにし、なおかつその取り組みレベルを高めていただきたいと思います、2段階の認定基準としております。

認定した事業者につきましては、認定証、記念品を交付し、市ホームページや広報紙等で広報

していきます。

また、先月9月に第1回目の認定を行いました。申請者数は65者、認定者数はパートナーカンパニーが2者、トップカンパニーが62者で、合計64者です。今回は、市内の小売店や、環境省が策定したガイドラインに基づき、環境に配慮した取り組みを行っている企業としてエコアクション21の認証事業者が、1回目の認定事業者となっております。

なお、先週の日曜日に発行したサイチョプレスでこの認定を取り上げ、ホームページでは事業者名やトップカンパニーとして認定された事業者の取り組みを掲載しております。

認定事業者を広報することで、家庭での分別だけでなく、働いているときにもごみについて減量化、資源化の意識をより一層持っていただければと考えております。

この件の説明については以上です。

■「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドラインの改定について」事務局説明

- 佐藤廃棄物対策課長：続きまして、「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドラインの改定について」、**資料3**に基づき説明させていただきます。

平成24年2月に策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、個別施策1としまして古紙の搬入規制というものを実施してきました。この規制の徹底ということで展開検査等を強化してまいりました。具体的には年100回、パッカー車の展開検査を行い、車両計154台を検査してまいりました。その結果、再生可能な古紙類の混入率が0.59%と非常に少ない結果でした。排出する事業者の協力と周知の効果もあり、154台の中で減量できたものは1.6トンと、紙ごみの減量としては非常に少ない結果であったというところです。これにつきましては、当初想定していたよりも非常に少ない結果でして、混入率の増加を防止する程度の効果しか得られなかったと思っております。今後の事業系ごみの大幅な減量に向けた取り組みとしては、十分とは言えないということが分かったということでございます。

展開検査が具体的にどういう状況だったか申し上げます。事業系ごみ袋が1つ入ってまいりますと、ほかの可燃ごみと紙ごみというのが、混入しております。紙ごみが7割ぐらい、ほかのごみが3割ぐらいというのが混合した状態で入ってきております。その袋の中身は、もう分けようがないという状況です。基本的に排出元でどれだけよく分けていただくかが、リサイクルを進めるための重要な要素だと思っております。

それから、基本施策4で産業廃棄物の混入防止というところで個別施策1、産業廃棄物の搬入規制の強化という点についても、あわせて対応してまいりました。動植物性残渣、主に食品系廃棄物を排出する事業者には訪問指導を行い、年間約1,600トンの堆肥化への誘導に成功しております。特にいわゆる食品製造業に関わる食品残渣につきましては、本来は産業廃棄物という位置づけになりますが、それが一部紛れて一般廃棄物として搬入されていたという実態がございました。それらを産業廃棄物に誘導したことによって、今申し上げたような減量効果が出たというところがございます。1カ月あたり大体5トン以上の可燃ごみを排出する事業者を主に抽出して行いましたが、今後は徐々に中小の事業者に移っていくかたちになります。古紙の場合と同様、大幅な減量というのは正直言って見込めなくなるだろうと思っております。それに対する他の方法というののもあわせて検討しなくてはいけないというのが実態としてございました。

このようなことから、さらなる減量施策としまして、平成25年4月から廃棄物政策課、施設

課、対策課の3課による事業系ごみプロジェクトチームというものを立ち上げました。このチームで、基本施策1に記載されています制度の周知徹底、それから個別施策に記載がある制度のより分かりやすい周知手法の検討に基づき、事業系ごみのごみ減量・リサイクルガイドラインの見直しを進めることとしました。

これまでのガイドラインについては、皆さんに本日カラーでお配りした事業系ごみの分け方・出し方という資料でございます。こちらで記載したかたちで排出事業者の皆様に分けていただくというかたちで指導してまいりました。ただ、実際にこのガイドラインではリサイクル業者を紹介するものだけで、実際の処理方法など具体的な記載というものがないため、結局分かりづらいというご意見もいただいております。そのため、ガイドラインの見直しを検討して、これまでの改善点を盛り込んだものが、3に記載している内容でございます。

まず、旧ガイドラインにおいて、本来法律で定める産業廃棄物、事業系一般廃棄物、これについては十分な記載がなく、曖昧であったという点がございました。この部分を明確にして、排出事業者にはまず基本的な廃棄物処理のルールや、市からの指針となる事業系ごみの分別ルールをしっかりと周知していくということをメインに考えております。

まず、2の(1)としましては、市の処理施設に搬入できる廃棄物、それからリサイクルへ誘導する廃棄物、搬入を禁止する廃棄物ということをまず明確化しまして、それをガイドラインで反映して、分かりやすくしようと考えました。

(2)として、現在市の処理施設で受け入れしている事業系ごみにおける可燃ごみ、不燃ごみという区分の中で、明らかに産業廃棄物として処理すべきもののルールを明確化し、少量のみ排出する事業者の実態についても考慮するというところでございます。つまり明らかに産業廃棄物となるのについては、これはもう受け入れしないのですが、家庭ごみ相当の少量しか出さないような小規模事業者向けの配慮というのも必要だということで、ガイドラインの中では盛り込んでいくところでございます。

そして、さらにそれを周知する期間ですが、排出事業者の予算や社内への分別ルールの周知などの準備期間を勘案しまして、平成26年度に市内の排出事業者への周知を行い、1年間の経過措置を設けた上、平成27年4月から新しいガイドラインの分別ルールを本格的に運用する予定で考えております。

次に、右ページの3ですが、具体的なガイドラインの見直し案についてです。表にある品目について、今までガイドラインでは搬入禁止等の表示はなかったため、ごみとして出せば受け入れしてもらえると排出事業者に考えられていました。今回のガイドラインでは先ほど少しお話しした搬入禁止物、排出事業者にリサイクルをお願いするもの、それから市の施設に搬入できるものと、まずは明確に分けたいと考えています。また、リサイクルを行うためには、これら分別したものについては収集業者、それから処分業者にもこの分別のルールに対応できるよう協力を求め、進めているところでございます。

各品目について説明しますと、まず一番上のびん、缶について、これは既にリサイクルルートが確立しているということから、市の施設に搬入するよりも処理費が比較的安いいため、明確に搬入禁止という取り扱いで対応したいと考えております。

次に、ペットボトルですが、これを法的にみた場合は、産業廃棄物の廃プラスチック類というものに分類されます。ただ、全てを搬入禁止にすると、少量しか排出しない事業者が困る部分も

ありますので、90ℓ以内であれば市の施設で受け入れることにする方向で考えております。この90ℓの搬出量というのはどのぐらいの事業所かという点で想定しましたが、大体20人から30人程度の従業員がいらっしゃる事務所の規模と想定しております。

次の廃プラスチック類ですが、これについてもペットボトルと同じような形で分けていただく。ただし、90ℓ以下のものについては可燃もしくは不燃として受け入れをする方向で考えております。ただ、先ほどペットボトルは産廃の廃プラスチック類に分類されるということでご説明しましたが、ペットボトルについては資源物として非常に有用な形で流通している部分もありますので、今後のさらなる検討の中で、ペットボトルだけをうまく回収できる方法が確立しましたら、分けて出していただく方向性で考えています。そのためにも、今の現段階で排出事業者をお願いすることとしては、廃プラスチック類とペットボトルの2種類に分けていただくことを考えております。

次に、水銀・鉛含有物ですが、今年3月の段階でこの水銀・鉛の含有物について、市の施設での搬入規制を始めさせていただきました。部長からの説明にもあったとおり、焼却灰から水銀や鉛が検出されたことによって、施設の管理をよりしっかり進めるためにこの規制を進めさせていただいたわけです。この処理については家庭系に近いかたちで我々も対応をとろうということで、この水銀、鉛が主に含まれる水銀体温計、小型蛍光管、乾電池類、それから、スプレー缶とライターも含めて、家庭系の特定5品目に合わせた形にして処理するという方向で考えております。これらについては、個別に分別して少量だけ持ってきていただいた場合は、焼却や破碎のラインに入れないで、別途処理するという取り扱いを進めていくということです。

それから、木くずと食品系廃棄物についてです。この2つの品目については、民間のリサイクル施設での料金が、市の施設に搬入する場合と比べて高いという状況があります。現状では市からのお願いというレベルで、リサイクルへの誘導を図っているわけですが、これについては引き続きお願いというかたちで進めていこうと考えております。市の施設から排出されたものについては、率先行動として平成26年度から特に排出量の大きい施設に対し適用できるよう、検討してまいりたいと考えております。

今回のガイドラインの改定について、旧ガイドラインとの比較ということで、本日もう一枚資料を配付させていただきました。旧ガイドラインの分別指針については、10品目で10種類の分別です。これについては、基本的には変わりはありません。ただ、旧ガイドラインでは単に「リサイクル業者へ」と案内していた部分を、処理方法というものを明確にし、さらには搬入禁止という言葉を入れたことで、排出事業者の方により分かりやすい形で案内していきたいと考えているところです。このようなかたちで、平成27年からの本格的な運用に向けて進めていきたいというところでございます。

以上で説明を終わります。

■「優良事業者認定制度及びガイドラインの改定について」質疑・応答

- 松原会長：どうもありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問ありませんでしょうか。
- 飯島委員：よろしく申し上げます。**資料3**の中身で質問が数点あるのですが、1つは右側のガイドラインの見直し案というところです。品目の中でびん、缶、約500トン。それからペットボ

トル、約1,350トン。廃プラスチック類、約1万4,554トンとありますが、これはどういう数字なのかというのが分からないので、この点を説明していただければと思います。

それと処理方法欄の部分で、ペットボトル、1,350トンとありますが、この処理方法で、産廃として市施設への搬入を禁止する。ただし、1回につき90ℓ以内であれば、可燃として受け入れするとあります。先ほどのご説明で、20名から30名程度の事業所が想定されるというお話がありました。この90ℓというのが大体どのくらいの重さというか、量をいつているのかというのがよく分かりません。

それから、水銀・鉛含有物について、家庭系の特定5品目と同様にしたというふうに、説明ではございました。この見直し案の中で少量のみ受け入れということが書いてあります。この少量のみの受け入れというのは、数値的にどのくらいをお考えになっているのか。それと、今年6月から小型家電の回収ボックスで家庭系ではパソコンを回収しているという状況です。これらのパソコンも少量のみなら回収するという考え方なのか。ここのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○ 松原会長：事務局、お願いします。

○ 佐藤廃棄物対策課長：まず、**資料3**のガイドライン見直し案の中で、びん500トン、それから缶500トン、ペットボトル1,350トン、廃プラスチック類1万4,554トンという数字ですが、事業系ごみに含まれるびん、缶、ペットボトルの含有率を、組成調査という調査で毎年調べておまして、その含有率を搬入量に掛け合わせて出した数字でございます。それが大体500トン、あるいは1,350トン、1万4,000トンという数字になるということです。

それから、90ℓの量というのはいろいろあるかとは思っているので、何とも説明しづらいのですが、市の施設への受け入れ基準というものがございます。これは、市の施設にごみを搬入する場合は、90ℓ以下の袋で搬入するということがうたわれておまして、1回の排出について、その袋以内のものであれば、小規模な事業所という位置づけで対応できるのではないかという考え方から、この90ℓという数字を決めさせていただきました。実際の事業規模というのは、事業所の用途によって変わってくる部分があると思います。とりあえず今想定という形で示させていただいたのは、事務所における排出量を考えた中で、20人から30人程度というところで想定させていただいたわけです。ただ、これが例えば飲食店とか、あるいは店舗ということになると状況は変わってくると思います。ただ、1回に排出する量が90ℓの袋を超えるような場合には、産業廃棄物として処理していただくという形で、市としては指導していくことになりまして、その一つ目の目安という形で示させていただいたということです。ご質問の趣旨に合うかどうか分かりませんが、そのような考え方で進めております。

それから、水銀・鉛含有物の少量のみというラインですけれども、まず水銀体温計につきましては1回の排出につき2本まで、それから小型蛍光灯につきましては1回につき1キロまでということです。1キロというのはどのくらいかとなると、40ワットの蛍光管があります。事務所や店舗でよく使われている長い、普通の家庭で使われるものよりも長い蛍光管、あれが4本で大体1キロです。ただ、その長い蛍光管については事業所でしか使われないということから、これはもう1本であっても対象外となります。ほかにも小さな事務所でも使われている小さな蛍光管というのが1キロ以内であれば、それは持ち込み可能ということで、少量の範疇で考えております。それから、電池類については1回につき1キロまで。小型家電類については1回につき5キ

ロまで。ライターについては1回につき5個まで。スプレー缶については1回につき2本まで、という形で少量の範疇を考えております。

90ℓの袋というのはどのぐらいの大きさかという、こちらが90ℓの袋になります。家庭系の45ℓ袋の倍ということです。容量としてはかなり入るだろうと思っております。プラスチック類はかさばりますからそれなりの量になりますけど、この1回の頻度というのは週1回ということで、これは家庭系の回収頻度と同じレベルです。週1回、90ℓまでの量については市の施設に可燃ごみとして受け入れることは認めるという、そういう考え方です。

それから、ペットボトルについては、同じ量で月1回の頻度です。できれば、ペットボトルは資源として回収していきたいという考えもありまして、例えば1、2本しか出ないというような場合においては、1カ月間ためていただいて、それが90ℓという場合においては市の施設への搬入対象になるという考え方をさせていただいております。

- 松原会長：よろしいでしょうか。
- 飯島委員：先ほどのお話しの中で、今年の6月からノートパソコンを回収しているわけですが、これは事業所から出るノートパソコンは、先ほどの小型家電ですと5キログラムということでしたが、ノートパソコンを出してもいいということで解釈してよろしいのですか。
- 松原会長：事務局、お願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：小型家電の回収のため市内に全部で41カ所の拠点を用意させていただいておりますけども、それはあくまでも一般家庭から出たものを取り扱うこととしております。したがって、事業所の方が小型家電の回収ボックスにお出しいただくのはご遠慮いただきたいと考えております。事業所として排出するパソコンについては、市の施設では受け入れないということになっております。これは、資源有効利用促進法という法律で、パソコンについてはメーカーにリサイクルする義務がありますので、市では受けないかたちになっています。したがって、パソコンの持ち込みはできません。その処理方法については、メーカーがそれぞれ回収ルートを示しておりますので、メーカーにパソコンを発送していただいて、そちらで処理してもらうというかたちになっております。
- 松原会長：よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。
- 八子委員：事業系ごみというのが、少しイメージがつかめないのですけれど、日ごろ利用しているスーパーを頭に入れてただ今のご説明を聞いていました。そのガイドラインの見直し案のところにあるペットボトル、プラスチック、トレイ関係、あと電池、これらが扱われているので、それをイメージしながら聞いていました。それで、さっきの質問にも出ましたけれども、今のご説明で90ℓの袋が分かったので、それを月に1回事業系としてまとめて出しているのかなということはわかってきたのです。スーパーではいろいろな動植物性残渣、例えば魚とか野菜類を調理して、販売していますよね。そうすると、そこから出る残渣はどうなっているのかなというふうに疑問に思ったのです。それで、さきほど最初に3Rパートナーカンパニーの表彰があるというところで、いろいろな事業者のお名前が出ていたのですけれども、わりとスーパー系が多いということが分かりますよね。そうすると、そういうところに例えば電動処理機みたいなものを設置することを、事業系ごみプロジェクトの中に盛り込んで、スーパーなんかこういうのがありますよ、というかたちで今までPRなどはされていないのですか。
- 佐藤廃棄物対策課長：現状だけ少し説明させてください。今お話あった魚のアラのようなものに

については、これを専用に処理する業者さんがいまして、それだけを集めて回って埼玉の方で飼料化しているのです。魚の餌として利用されているのです。そのために魚を調理しているところを専門に回っています。ですから、スーパーなどからはかなりの量が排出されますので、そういうところはほとんどリサイクルしているというのが現状です。ですから、それはそれとしてリサイクルされているということでご理解いただければと思います。それと、例えば食品製造業でもいろいろと残渣が出ます。あれは飼料化とか、あるいは堆肥化とか、そちらに回っておりますので、そういった部分ではかなりリサイクルは進んでいるというのが現状です。

ただ、それが小規模になればなるほど進んでいない。結局少量だけを持っていくということになるとお金がかかるわけで、それをどのようなかたちで解決していくかというのが、これからの課題だとは思っています。つまり、ある一定の量、例えばパッカー車1台分になれば運搬費は少なくてすみませんが、それが月に1回出すにしてもせいぜい袋1つぐらいしか出さないとすると、それこそ回収に行くだけで運搬費が逆にかかってしまうということもあります。それをどう効率的にやるかについては、もう少し我々も検討していかなければならないと考えております。

- 八子委員：ご質問したのは、今の時代は個人商店よりもスーパーなどの店舗での食品が多くなっていますので、そこをこれからどう加速化していくか、実際どうかは分からないのですが、宅配だとか、そういったものも進んでおりますので、これから個人商店というのは本当に難しいと思います。恐らくそういう事業系のごみがますます増えてくるのだらうと思うので、そういうところを上手に機能していくようにしていく方がうまくいくのかなと思って、発言させていただいたわけです。少なくとも、私たちの身近なところに数件のスーパーがあるわけです。原信からイオンから、地元の小さなスーパーまで含めていろいろある。だから、そういうところでうまく集められてリサイクルというかたちで働けば、案外うまくいくのかなと思ったりもしました。
- 佐藤廃棄物対策課長：今生ごみのことを念頭に置きながらお話をし、先ほどは魚のアラということについてだけお話をさせていただきました。実は新潟市には堆肥化施設というのが赤塚の方にありまして、不二産業(株)食品リサイクル工場というところなんです。これはいわゆる全国の中でも認定工場として受けている工場としては、たしか44事業場しかない中の一つなんです。そういう点で、その規模として十分周辺のところから集めて、回収して、対応できるというような施設でございます。そちらのほうに今スーパーなども持ち込みを進めており、その比率というのもののくらいの排出量に対して出しているかまでは細かく分かりませんが、ただ処理する量は増えてきているという状況はございます。さらには、国からも認定を受けて、例えば農家と一体となって、その作った堆肥を農家で使っていただき、その野菜をまたスーパーで売るといって、そういうリサイクルルートも作っているという状況でして、それは徐々に拡大していただろうと私どもも見ております。ですから、八子委員の想定されている部分というのは、これから徐々に拡大していただろうということ、私どもも期待しているというところなんです。
- 八子委員：ありがとうございます。新発田なんかでも、わりと循環型でうまくやっていますよね。あと、新津とか、豊栄とか、結構うまくやっているところが幾つかあって、施設見学させていただいたこともあるので、少しお話しさせていただきました。ありがとうございます。
- 松原会長：ほかにありますでしょうか。
- 高橋善輝委員：私も事業系のごみというのはイメージしにくいというか、頭に浮かばないのですが、この新旧ガイドラインの比較表を見ますと、一つ一つ種類があります。今これがどの

ように流れているのかというのがぼやっとしていて、大体こうなのだろうというのは分かると思うのですが、先ほどの魚の残渣のように、実際どうなっているのか。今初めて聞いたのですが、それが分からないとなかなか意見が出てこないのかなと思ったのが1つです。それから、旧ガイドラインの方でリサイクル業者に渡っていれば、もういいのかなと思うわけです。きちんとリサイクルされているのだなと思って、どうもこの比較表は分かりにくいなということを思いました。

- 佐藤廃棄物対策課長：処理ルートということで少し時間がかかりますが、簡単に説明させていただきますと、まず古紙類というのはもともと昔から古紙問屋というのがありまして、古紙を集めて、それを再び紙製品にリサイクルするというルートができあがっております。

それから、生ごみについては先ほど説明したので、省略させていただきます。

ペットボトルについては、ペットボトルからペットボトルとか、あるいはペットボトルから例えばプラスチック製のシートをつくって、それで卵のパックとかを作るといった流れになっています。さらには、繊維製品の原料になる場合もありまして、例えば私どもが着ている作業服になるということもあります。ところが、これは国内外で引っ張りだこの状態です。輸出されるものも非常に多く、国内のメーカーが原料を確保できずに干上がっているような状況もあります。したがって、国内のペットボトルメーカーに流すようなことが国の施策として行われているのが現状です。

それから、廃プラスチック類につきましては、これをリサイクルするというのは実は非常に難しいのです。といいますのも、ペットボトルはペットボトルという単一のプラスチックでできているのですが、廃プラスチック類というのはポリプロピレンとかポリエチレンとか、いろいろなプラスチック原料から作られていて、それを処理して原料に戻すというのは非常に難しいという状況です。それを分けて資源化しようとする、逆に選別にお金がかかり過ぎて、採算が合わなくなるという状況です。現在、比較的採算の合う処理方法は、RPFという燃料にする方法です。これを石炭の代替燃料として活用することによって、単に燃すよりも燃料として活用することでエネルギーの利活用を図るという流れを新潟ではやっているという状況です。ほかのところでも資源化を図っているとありますけれど、それは地元の企業がどの程度の設備があるかによって、リサイクルが比較的安価にできるとか、お金がかかるという問題になるわけです。

それから、木くずについては、バイオマス燃料として見直されておりまして、発電設備なんかでもかなり多量に使われるような状況になっております。ただ、現状においては、東日本大震災でがれき類が多量に排出されまして、それが発電施設等に回っている状況がございます。これによって、市内から出る木くずの値段が相当たかかっている状況で、処理費そのものも高くなっています。つまり燃料として買ってはくれるのですが、こっちからいっぱい来るから、そっちは安い値段じゃなきゃ買えないよという、そんな状況になっていて、買ったたかかっているという状況で、現在木くずは処理費が高くなっています。売れる値段が高くなれば、処理費はどんどん落ちていくということになりますけど、今はそういう状況です。

それから、缶などの金属、あるいはびんについて、これは昔から金属商あるいはびん商という取り扱い業者がいて、リサイクルが行われているものでございます。

それから、蛍光管、乾電池といった水銀を含んでいるものについて、これは現在水俣条約というものが締結されましたけれども、水銀の回収というのは非常にシビアに管理されていこうとい

う状況です。水銀を環境中に出さないような管理をして、それを専門にやる業者に出して、再び利用できる、そんなかたちで対応するという位置づけで進めているという状況です。そのうち輸出もできなくなると思いますので、使用量というのは国内の中で循環して終わりというかたちになっていくのかなと思っております。

それから、小型家電につきましては中の基板が高く売れます。そういう点で、この小型家電だけを処理することによって、有価物として流通するような状況が生まれているということです。

あとは、一般ごみとして市の施設で処理するものがあるという位置づけであります。

あと、2つ目の質問はどういったことでしたか。

- 高橋善輝委員：2つ目は、リサイクル業者に渡っていれば、適正に処理されていると思っているのですが、それが実際は違うのかどうかということです。
- 佐藤廃棄物対策課長：旧ガイドラインではリサイクル業者に出せばいい、というかたちで書いてありましたが、少ない量でも出せばみんなリサイクルしてくれるかというのと、そうではなくて、リサイクルする品目ごとに単品で依頼することになるわけです。そうすると、運搬費だけはかなり高くなって、そんな高い金出してまでリサイクルしたくないということで、結局排出事業者はごみとしてまとめて出してくるというのが実態だったということです。
- 高橋善輝委員：そうすると、例えば蛍光管は別としても、その他のごみが埋め立て処分されたりしている場合が多いということですか。
- 佐藤廃棄物対策課長：埋め立て処分するのではなくて、とりあえず市の施設には入ってくるのですけれども、その中で資源化できるものは破碎して、金属類を回収したりはしております。ただ、それも全部処理費としてかかるわけなので、そういう点では市での処理コストは高くなっていくという状況はあります。
- 高橋善輝委員：ということは、市に入る分を少なくして、リサイクルにできるだけ回すようにという考えですか。
- 佐藤廃棄物対策課長：リサイクルできるものは、リサイクル業者に誘導していくかたちで対応したいというのが私どもの考え方です。
- 高橋善輝委員：分かりました。
- 窪田委員：亀田製菓でございますけれども、まさに事業系ごみを大量に排出している会社です。ただ、リサイクル率でいいますと約99.6%のリサイクル率でありまして、ほぼ完璧にリサイクルできていると思っております。それで、先ほどおっしゃられたとおり、大量に出す場合はきちんとリサイクルしていただける業者というのがいて、うちも千葉県まで引き取っていただいている業者もございます。そんな中で、私はほかの事業系ごみというのがあまり存じ上げなくて、こういう実態だというのは初めて知ったのですけれども、基本的には規模が比較的小さい会社が、リサイクルができていない実態だったということでもよろしいでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：考え方としてはそうです。
- 窪田委員：そうであれば、例えばですけれども、そういう互助会ではないですけど、そういう業者さん同士、ごみを持ち寄るではないですけど、ある一定量をまとめて、それをどこかのリサイクル業者さんに引き取っていただくとかいうことというのは、市で何か指導というか、提案みたいなことはできないのでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：そういう方法も実際はあると思います。例えば古紙の場合ですとオフィス

町内会というのがありまして、古紙だけを集めてそれをリサイクルに回すという活動というのが実際ございました。ただ、非常にコストがかかるという状況で、なかなか継続が難しいのかなということだと思っております。我々の捉え方としては、収集業者が必ず事業所にお邪魔しているわけで、その中でコストも含めつつ、うまく折り合いをつけながら収集して回れるか。例えば1つのパッカー車で生ごみを回収したときに、車輛の傍らにかごがあります。そこに他のものを分けて回収するとか、やり方はいろいろあるかと思うのですが、そういう収集業者との協力がなくて、これはうまくいかないと思っています。そういった工夫を何とか進めていけないかということで検討している状況でございます。

- 松原会長：それでは、八子委員。
- 八子委員：先ほどのお話の中でリサイクル業者に持っていく部分もかなりあるというお話でした。今は余り聞かなくなりましたが、ひところリサイクル業者の不法投棄だとか、いろいろな問題がございましたね。そういうもののチェックみたいなものは定期的になされているのでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：今言われたのは、恐らく無料回収業者のことだと思うのですが、違いますか。
- 八子委員：新潟県かどうかは記憶が定かでないのですが、たしか無料ではなく、リサイクルの形で収集し、結局は山などに不法投棄したというのを全国紙で読んだことがあるのですが。
- 佐藤廃棄物対策課長：今おっしゃったような具体的な事例というのは私も思い起こせないのですが、例えば無料回収業者がリサイクルしますというかたちで無料回収するというのが実際あります。先ほど申し上げたように小型家電類については、有価物で流通する部分もありますので、無料回収として回るということは往々にしてあります。ただ、その場合に必要な部分だけを抜き取って、不要な部分を廃棄するという可能性は否定できないです。我々としてもそういった回収業者がないかという点で定期的に監視しながら、例えばのぼり旗が設置してあるところとか、あるいは家屋であったとしても、そういった回収、買い取りを行っているかどうか、またどのような形で処理し、流通させているかということについて、定期的に確認しております。その中で輸出に回るということは往々にしてあると思います。ただ、それは全くだめというところまではいかない。リユース的なかたちで流れているものについては難しいので、その点については状況を把握するというので、対応をとらせていただいているというところですよ。
- 松原会長：ほかに何かありますでしょうか。
- 伊井委員：初歩的な質問で申しわけないのですが、事業者の定義というのは何でしょうか。事業をやっている人が事業者でしょうか、人数だとかあるいは免許を取っているとか、そういう事業者の定義というのはあるのでしょうか。
- 松原会長：事務局お願いします。
- 佐藤廃棄物対策課長：基本的に事業活動を行っている者という位置づけで考えております。その相対するものが家庭系になってきます。事業活動というのはいろいろ幅広い部分がございます。例えば、本当に商売としてやる事業というのがありますし、それから、NPO法人の活動というものも一つの事業にあたります。さらには、自治会活動なども捉え方によっては一つの事業という位置づけにもなる場合があるかと思っております。
- 伊井委員：分かったような、分からないような、難しいですね。例えばボランティア活動やっているグループがあったとして、その人たちが活動したときに出るごみは事業系ごみになるのです

か。

- 佐藤廃棄物対策課長：個人がボランティアで活動するようなものについては、まず個人のごみとしての位置づけで考えてまいります。
- 伊井委員：町内会とかが何かを主催してやった場合にも、ボランティアじゃないかもしれないけど事業になりますね。そうすると、これは事業系のごみになるのですか。
- 佐藤廃棄物対策課長：町内会でやる場合の位置づけとしては、非常に曖昧な部分は確かにあります。例えば町内会のボランティア活動でごみを集めたということになれば、それは個人が集めていただいたものという形で、家庭系ごみと同じ扱いになります。例えば町内会で夏祭りを開いて、そこでカップ麺を出したという場合がございます。そのときに出たごみはどうかとなると、それは事業活動に伴って発生したごみという位置づけで考えている。その活動の内容によって家庭系ごみになったり、事業系ごみになったりという部分はあるかと思っております。
- 伊井委員：分かりません。
- 八子委員：今のことに関連して、例えば自治会とかそういう小さな単位じゃなくて、例えば私は内野にいますけれども、内野に新川という川がありますよね。その清掃活動になると、中学生、大学生、一般の方、それから役所の方など内野だけでなく、いろいろな方が参加されるわけです。西川の活動もそうなのですが、そういったものは事業系ですか。
- 佐藤廃棄物対策課長：ボランティア活動ですから、個人のごみです。
- 八子委員：ボランティアですけど個人ですか。
- 佐藤廃棄物対策課長：個人が回収してくれたごみというかたちで取り扱います。
- 八子委員：そうすると、出てくるものが今は大分少なくなりましたが、かつては冷蔵庫から、自転車から、いろいろなものが出たわけです。それから、プラスチックとか、いわゆる一般ごみみたいなものもたくさん出たのですが、そういうものでもやはり家庭系ごみになるということでしょうか。
- 佐藤廃棄物対策課長：それでは、事業として捉えた場合どういうものかとなると、例えば、農業用水路を保全するために河川のごみを回収した場合、それは事業系ごみの位置づけになります。だから、同じ河川のごみであったとしても、皆さんがボランティアで活動したものについては個人で集めていただいたごみということで、全部一般廃棄物の位置づけになります。ただ、事業活動を維持するために必要なごみの回収となると、それは事業系のごみという位置づけになります。
- 八子委員：そうすると、例えばそのボランティア活動のときに、あわせて土地改良区整備事業とか、ちょっと忘れちゃったけれども、そういう方々のところと一体化してやる場合は、家庭系と事業系で別々になるわけですか。
- 佐藤廃棄物対策課長：ケースバイケースということもありますので、事業系ごみの細かな分析を全部するというのはまた別の機会というかたちでさせていただきませんかでしょうか。
- 熊倉環境部長：基本的に簡単に考えてもらえばいいのは、例えば町内会でもコミュニティ協議会でも事務所を持った場合です。そこでいろいろな活動をやって、紙とかのごみが出たとします。それは事業系ごみになります。小さいけれどお店をやっている、その関係で出たごみは事業系ごみになります。量にかかわらず基本的にはそういう考え方です。ただ、事務所の半分以上が住宅だったりすると、なかなか分けるというのも難しいので、少量であればという基準を今設けさせてもらったわけです。事務所を持っていて、その事業活動の関係で出たごみというのは事業系

ごみということで、基本的にそういう位置づけをさせてもらっています。ですから、ボランティアで河川清掃をするとかいったこととは分けて考えてください。

- 松原会長：他にありますか。では、このリサイクルガイドラインにつきましてはご意見、ご提案もありましたが、よろしいでしょうか。

4. 連絡事項等

- 松原会長：では最後に、第2回清掃審議会後の照会票について、事務局から説明をお願いいたします。
- 吉田廃棄物政策課長：8月末に行われました第2回清掃審議会開催後に、**資料4**にございますが、照会票にてご意見をいただいております。こちらにつきましては、ご意見に対する市の考え方を記載させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。よろしくをお願いいたします。
- 松原会長：ありがとうございます。それでは次に、事務局より連絡事項について説明をお願いします。
- 吉田廃棄物政策課長：それでは、引き続き事務局よりご連絡させていただきます。
これまでの審議会と同様で、資料の最後に照会票を添付させていただきました。本日の審議会で質問できなかったことや後で気になったことがございましたら、照会票に質問事項をご記入いただき、事務局までご送付いただければと思います。
また、今年度の清掃審議会につきましてはこれで最後となる予定になっております。後日、会議録のご確認をお願いする予定ですので、よろしくをお願いいたします。
また、来年度の審議会につきましては、議題、スケジュール等が決まりましたら速やかに事務局よりご案内させていただきますので、よろしくをお願いいたします。
- 松原会長：ただいまの説明につきまして、質問はありますか。よろしいでしょうか。

<なし>

- 松原会長：それでは、これをもちまして本日の審議を終了いたします。どうもありがとうございます。